

京都外国語大学 学生の海外渡航に関する規程

(昭和 60 年 5 月 2 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、京都外国語大学の学生（以下「学生」という。）が海外渡航を行う場合の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 外国の大学又はこれに相当する教育研究機関に留学しようとする学生については、「京都外国語大学留学規程」の定めるところによる。

(提出書類)

第 2 条 学生が海外渡航を行おうとする場合は、出発前に、次の各号に掲げる書類を、学生部長を経て学長に提出しなければならない。ただし、休学する場合は、これとは別に休学の手続きをしなければならない。

(1) 海外渡航届

(2) 海外渡航計画書（旅行日程表を含む）

(3) その他、特に提出を求める書類

2 学生が団体で海外渡航を行おうとする場合は、前項に掲げるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

参加者名簿

(様式等)

第 3 条 前条の規定により提出すべき書類の様式その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第 4 条 この規程の改廃は、学生指導委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 11 年 4 月 1 日改正、平成 19 年 4 月 1 日改正、平成 21 年 1 月 29 日改正、

平成 27 年 2 月 25 日改正)